

茨城県中央環境衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

令和6年4月1日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續及び効果)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する事項については、茨城町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年茨城町条例第11号）に規定する職員の懲戒の手續及び効果に関する事項の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。